

令和7年12月1日

都道府県計量行政関係部局
特定計量証明認定機関
独立行政法人製品評価技術基盤機構
一般社団法人日本環境測定分析協会

御中

経済産業省 イノベーション・環境局 計量行政室

特定計量証明事業の認定申請における「認定の区分」について

日頃より計量行政への御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、特定計量証明事業者認定制度の運用に関し、平成16年3月31日付け経済産業省産業技術環境局知的基盤課から通知された標記の件については、当該制度の開始から20年余経過し、制度が十分に浸透していることを踏まえ、件名を改め、その内容について下記のとおり全部を改正することとします。

記

1. 認定を受けることができる者

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第121条の2の認定を受けることができる者は、同条の経済産業省令で定める事業の区分（以下「認定の区分」という。）ごとに、次の表に定める当該認定の区分に属する媒体の全てを計量できる者とする。ただし、認定の申請において、申請者が認定の区分に属する媒体の一部を計量の対象とする旨及び当該媒体名を記した文書を添付した場合において、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）又は特定計量証明認定機関（以下「認定機関等」という。）が認めるときは、当該媒体のみを計量できる者として認定を受けることができる。

表 認定の区分に属する媒体

認定の区分	媒体
大気	環境大気
	排ガス
水又は土壌	環境水
	排水
	土壌
	底質

2. 認定の区分に属する媒体の一部を計量の対象とする申請の取り扱い

- (1) 認定機関等は、1. ただし書きによる認定をした場合は、当該認定に係る認定証に附属書が添付されることを記し、当該認定証とともに認定の区分及び計量の対象とする媒体を記したものを当該附属書として交付するものとする。
- (2) 認定特定計量証明事業者は、(1)により、既に認定を取得している「認定の区分」について媒体を追加しようとするときは、その追加について新規の認定を受けなければならない。
- (3) 認定機関等は、(2)の申請に係る認定をするときは、当該認定特定計量証明事業者が、当該認定により「認定の区分」に属する媒体の全てを計量する者となった場合は、当該認定特定計量証明事業者から認定証及び附属書の返却を受けるとともに、認定証に記載されている附属書が添付される旨の記載を削除した上で認定証のみを交付するものとし、引き続き、認定の区分に属する媒体の一部を計量の対象とする者である場合は、当該認定特定計量証明事業者から附属書の返却を受け、その記載内容を改めた附属書を交付するものとする。

3. 認定特定計量証明事業者に係る情報の公開

認定機関等は、認定の区分及び媒体を含む認定証に記載されている情報並びに認定の申請において明示された計量の方法を認定機関等のウェブサイトに掲載するものとする。

4. 通知日以降の運用

この通知に基づく運用は、通知日から実施する。ただし、現に交付されている「認定の区分」に属する媒体の全てを計量する者の認定証については、附属書が添付される旨の記載を含め、その認定の効力を失う日の前日まで、その訂正等に係る取扱いは従前のおりとする。